

令和6年度 大野城市立大野中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に対する大野中学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項）をいう。

※ 起こった場所は学校の内外を問わない。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

(2) いじめ防止に対する大野中学校の考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

(3) 学校及び教職員の責務

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進します。

ア 生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。

イ 人権・道徳教育、特別活動を通して、規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。

ウ 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用する。

エ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。

オ 常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検（生活点検や学校評価等）して、改善充実を図る。

カ 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。

キ 行政等の関係機関と定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深め、組織的に対応する。学校でのいじめ解消の判断については、いじめ認知から少なくとも3ヶ月間見守り判断する。

2 いじめ防止等の組織

(1) 「大野中学校いじめ防止対策委員会」の設置

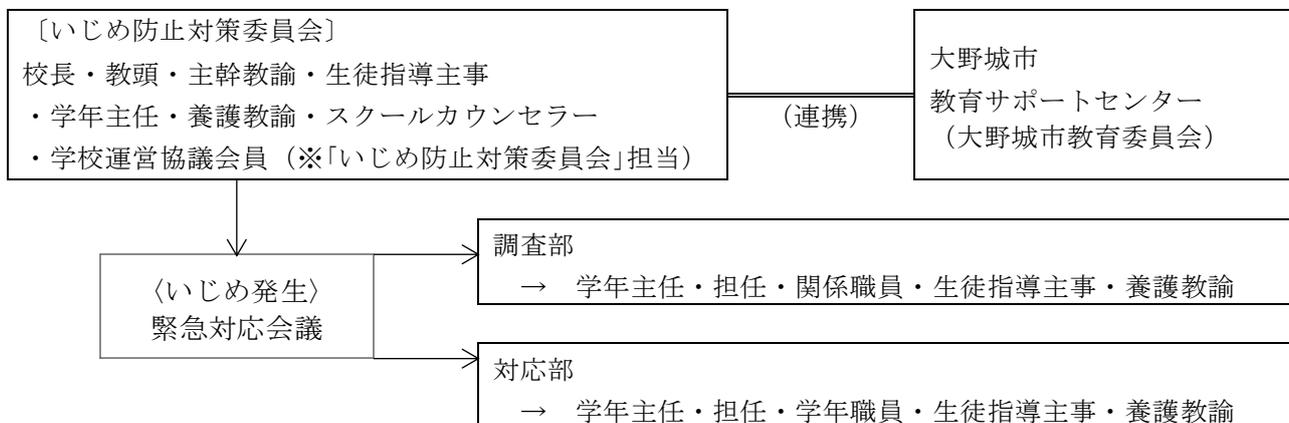
ア 構成委員

校長・教頭・主幹教諭（2名）・学年主任（3名）・養護教諭・スクールカウンセラー・学校運営協議会員（※「いじめ防止対策委員会」担当）

イ 緊急対応会議

・調査部 … 学年主任・担任・関係職員・生徒指導主事・養護教諭
・対応部 … 学年主任・担任・学年職員・生徒指導主事・養護教諭

【関係図】



(2) 「大野中学校いじめ防止対策委員会」の役割

- ア 「いじめ防止基本方針（大野城市立大野中学校）」の策定と見直し
- イ 「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善
- ウ いじめ防止に関わる取組のコーディネート
- エ 事象に対する「いじめ」であるか否かの判断
- オ いじめへの対処，解消に向けての指示
- カ 情報の収集と記録および管理

(3) 開催

ア 月一回の定例会

イ 緊急開催

- ① いじめが発生（発覚）した場合
- ② 生徒指導委員会（週一回の定例開催）におけるいじめに係る報告・情報交換の中で，緊急会議が必要であると判断した場合

3 いじめの未然防止（いじめを生まない教育活動の推進）

(1) 教職員及び生徒・保護者への基本認識の周知

日頃から、また、学校行事・生徒会行事・PTA行事等の行事で、以下の「いじめに対する基本認識」について、周知・啓発する。

【いじめに対する基本認識】

- ア いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- イ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ウ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- エ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- オ いじめはその行為の態様により暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- カ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- キ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ク いじめは学校や家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(2) 規律、学力、自己有用感を育む教育活動の充実

- ア 「わかる授業」「できる授業」を目指し、学力向上に努めた授業を展開する。
- イ 学習規律、生活規律を徹底し、基本的な生活習慣と社会性（モラル）が身につくようにする。
- ウ 学校行事、生徒会活動で、主体的な取組の場を設定するとともに評価を活用して自己有用感が生まれるようにする。

(3) 豊かな心を育む道徳教育の実践

行事や生徒会活動を通して、「いじめ防止強化週間」の設定や「いじめ防止に関する標語」の作成等、いじめ防止についての啓発的な取組を行う。

(4) 特別の教科道徳（道徳科）の指導

- ア 道徳科の内容項目B（主として人との関わりに関すること）、内容項目C（主として集団や社会との関わりに関すること）を重点化した指導の充実
 - 思いやり、感謝（6）、相互理解、寛容（9）、公正、公平、社会正義（11）を重点として設定し、各学年の年間指導計画に位置づける。
- イ 体験活動との関連を図った道徳の時間を実践し、道徳的実践力や自尊感情を高める。

(5) 大野城市CVT学習の推進

4 早期発見の取組

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努めます。

(1) 生徒の声に耳を傾ける。

- ア アンケート調査（生徒指導部提案）
 - ・毎月実施
 - ・学期に1回、無記名アンケートおよびいじめに特化したアンケート
 - ・当該生徒が卒業するまで、生徒指導部で保管（3年間）
- イ 生活ノート（各担任）
 - ・日常的に実施
- ウ 個別面談等（教務部提案）
 - ・毎学期（二者面談or三者面談）実施
- エ 個別面接（生徒指導部提案）
 - ・「いじめ撲滅強化週間」時に、二者面談にて実施
 - ・随時、必要と認められる時に実施

(2) 生徒の行動を注視する。

- ア チェックリストを適宜活用する。（各学年部）
- イ ネットパトロールを適宜行う。（生徒指導部）

(3) 保護者と情報を共有する。（手紙・通信物・電話等の定期連絡・家庭訪問、アンケート、保護者会等）

(4) 行政等の関係機関と日常的に連携する。（行政等の関係機関との情報共有等）

5 いじめへの対処

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

- (1) 基本的な考え方
 - ① いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
 - ② いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
 - ③ 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
 - ④ いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。（場合によっては、出席停止の措置をとる）
 - ⑤ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
 - ⑥ いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行い、いじめ認知から少なくとも3ヶ月間見守り解消判断を行う。
 - ⑦ 必要に応じて行政機関の協力を求める等、日常的に情報共有を行う。
- (2) 対応の手順
 - ① 対応上の留意点
 - ア 当該生徒に対して、教師として残念な気持ちや憤りを心から伝えること。
 - イ 当該生徒に対する対話や観察を継続的に行うこと。
 - ウ 家庭との連携を密にすること。
 - エ 対応している間、必要以上に情報を外部に出さないよう配慮すること。

基本的な流れ	具体的内容と留意点
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> i 発覚（事実確認） ・報道機関等対応確認 ・本部組織の形成 </div>	i ii 校長が招集し、本部を組織する。その中で今後の対応策を協議する。関係生徒への事実確認、対応の在り方や保護者への説明方法等について検討する。また、報道機関等への対応についても検討する。 iii 事実確認を行い、事実を整理する。事例によって、担当する職員（複数）を決めて行う。また、関係生徒への指導の形態については十分に検討する（例えば、全体で行うかや分散させて行うか、など）。 iv 校長（教頭）と担任から、いじめた側といじめられた側の保護者に対して、事実を具体的に伝える。また、学校としての指導方針及び今後の対応について伝えるとともに、当該生徒の家庭での関わり方について話し合う。 v ii iii ivの経過について報告し、今後の指導の在り方について協議する。その上で、職員全体で共通理解を図る。なお、事例によっては職員の対応する形態を検討する。 vi 原則として担任・学年職員が生徒への指導を行う。また、必要に応じて校長や教頭、生徒指導主事が指導にあたる。 vii 家庭での対応や様子について話を聞く。また、学校と家庭における今後の対応について話し合う。事例の状況に応じて、保護者会を設定し、事実経過の説明を行う。 viii i～viiの経過を整理し、今後の対応や留意点等について協議する。また、全職員への共通理解を図る。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> ii いじめ防止対策委員会 </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> iii 関係生徒への指導及び教育相談 </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> iv 保護者への事情説明と協力の依頼 </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> v いじめ防止対策委員会 ・職員会議 ・学年部会 </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> vi 指導 ・個別 ・学級 ・学年 ・全校 </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> vii 保護者への経過報告 </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> viii いじめ防止対策委員会 ・職員会議 ・学年部会 </div>	

6 ネット上のいじめの未然防止の取組

(1) 学校

- ア 情報モラル教育（「あおぞら」の使用や技術科授業）の充実に努め、インターネット社会についての確かな理解を図る。
- イ P T A総会、学年（学級）懇談会にて、ライン等におけるトラブル例を挙げ、啓発する。
- ウ 「保護者とともに学ぶ規範意識育成事業」は、外部講師を招いて実施する。

(2) 家庭

- ア 生徒の携帯電話、スマートフォン、P C等の使用については、保護者の責任及び監督下で行うように呼びかける。
- イ 外部講師を招いて実施する「保護者とともに学ぶ規範意識育成事業」への参加を啓発する。

7 教員研修

(1) 「大野中学校いじめ防止基本方針」の共通理解

- ア 全教職員の共通理解を図るために、年度当初（4月上旬）に、「大野中学校いじめ防止基本方針」についての研修会を開催する。
- イ 具体的な取組を確認後、各担当部、各自が行うことを理解する。

(2) 「いじめの早期発見・早期対応の手引」の活用

生徒指導部主催で「いじめの早期発見・早期対応の手引」を活用した研修会を4月中に実施する。その際、生徒指導部からの具体的な取組（いじめについてのアンケート等の実施）についても共通理解し、実践できるようにしておく。

(3) 外部講師の活用

専門家を招いた研修を8月に開催する。また、必要に応じて開催する。

8 関係機関との連携

- (1) 大野城市教育サポートセンター（大野城市教育委員会）
- (2) 学校運営協議会（地域・家庭との積極的な連携）
- (3) 大野城市要保護児童対策連絡協議会（子ども健康課）
- (4) 児童相談所，筑紫地区学校警察連絡協議会
- (5) 大野中学校P T A

9 年間計画

月	早期発見の取り組み			いじめ問題に関する研修	教育相談の体制
	教師から	生徒から	保護者から		
4月	・要配慮生徒の共通理解 ・いじめチェックリストの活用	生活アンケート		職員研修	
5月		生活アンケート			教育相談
6月		無記名アンケート			
7月		生活アンケート	教育相談(アンケート)	取組の評価	
8月				職員研修	
9月	いじめチェックリストの活用	生活アンケート			
10月		生活アンケート			
11月		無記名アンケート	教育相談(アンケート)		
12月		生活アンケート		・職員研修 ・取組の評価	教育相談
1月	いじめチェックリストの活用	生活アンケート			
2月		無記名アンケート			
3月	要配慮生徒の共通理解	生活アンケート		取組の評価	

10 評価と検証

生徒指導委員会において、各学期末に取組の評価を行い、いじめ防止対策委員会にて評価の検証を行う。

11 重大事態への対応

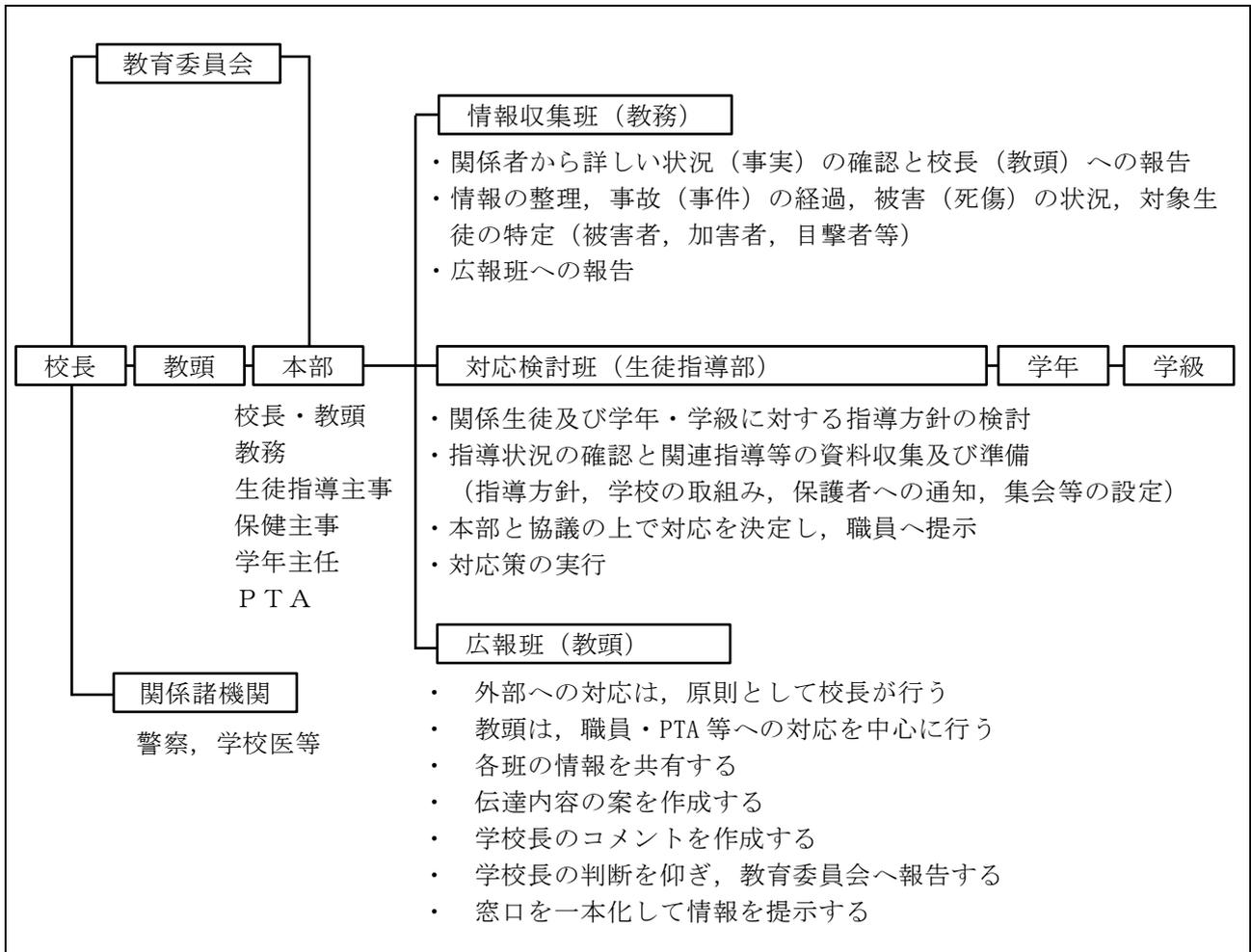
(1) 重大事態の意味

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ※ 自殺の企画、身体への重大な傷害、金品等への重大な被害、精神性疾患への罹患などのケースが想定される。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ※ 「相当の期間」は年間30日を目安とする。（「いじめ防止対策推進法 第28条」より）

(2) 基本的な流れ

- ① 大野城市教育委員会に報告する。
- ② 市教委と連携しながら、「いじめ防止対策委員会」を開催し、緊急対応会議を開く。
- ③ 事実関係を明確にするための調査を実施する調査部と関係者と対応する対応部に分かれて、解決に向かう。

(3) 重大事態の報告と対応の組織



(4) 重大事態の調査及び組織

- ① 重大事態の調査・指導等について、学校においては校長を中心に、報告・連絡・相談の体制を再確認し、迅速かつ適切な対応を行う。なお、PTAや地域との連携を図るため、情報の管理に十分配慮した上で情報の共有に努め、協力体制を構築する。
- ② 校長は、教育委員会に適宜報告を行い、指導助言、支援を受けながら対応を進める。